

令和7年度夏休み期間中のみの いきいきこどもクラブ募集案内

いきいきこどもクラブは、継続的（3か月以上）に放課後ご家庭で保護者の方と過ごすことができない児童を対象に運営しております。クラブの中には、定員に余裕があるクラブがありますので、定員に余裕があるクラブに限って、特例的に夏休み期間中のみの入会希望者を募集します。

※ 必ず、申込みの手引で内容をご確認・ご理解いただいた上でお申込みくださいますようお願いいたします。

【1次募集期限】 **令和7年6月6日（金）17：00（必着）**

【2次募集期限】 **令和7年6月20日（金）**

2次募集は1次募集後、定員に空きのあるクラブのみ行います。6月6日（金）17時時点で書類が全て揃っていない方も2次募集の扱いになりますので、ご注意ください。

【提出書類】①利用申込書

②同一世帯の18歳以上70歳未満の方全員分の在職証明書・申立書・学生証のコピーなど、入会要件を満たすことを証明する書類

【提出方法】東広島市役所 青少年育成課 放課後児童係または各支所へ持参、郵送（受付期間内必着でご提出ください）

※出張所（志和・高屋・八本松）へは提出できません。

※電子申請も可能です。

（右のQRコードを読み取ってください。）

夏休み入会用

QRコード



【問い合わせ先】東広島市役所 生涯学習部 青少年育成課 放課後児童係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話 082-420-0929

FAX 082-420-0414

【承認・不承認決定のお知らせ】

入会の承認・不承認決定通知は、7月7日（月）頃に郵送でお知らせします。

令和7年度いきいき子どもクラブ一覧表（夏休み募集）

◎：定員に一定の余裕があるクラブ ○：定員に若干の余裕があるクラブ △：定員にほぼ余裕がないクラブ

クラブ名	所在場所	夏休み 受入状況	土曜日 開設	電話番号
西条	小学校隣接地専用施設 及び小学校校舎内教室	○	開設	421-5521、421-8442 421-3101、424-8707
板城	小学校隣接地専用施設 及び小学校校舎内教室	○	開設	425-2727、425-3003 425-5501
三永	小学校敷地内専用施設	○		426-1701
東西条	小学校敷地内専用施設 及び小学校隣接地専用施設	◎		423-9306、423-6455、 423-6456、423-9307
御園宇	小学校敷地内専用施設	△	開設	422-5661、423-5555
吉川	吉川保育所2階	○		429-1465
志和	小学校校舎内教室	○	開設	433-3337
小谷	小学校校舎内教室	△		434-4119
高屋東	小学校敷地内専用施設	△		434-1499
高屋西	小学校敷地内専用施設 及び小学校近隣地	◎	開設	434-5284、434-5530 434-6161、434-6162
造賀	小学校校舎内教室	○		436-0699
板城西	小学校敷地内専用施設	△		82-3100
上黒瀬	小学校敷地内専用施設	○		83-0155
乃美尾	小学校敷地内専用施設	◎		82-8721
下黒瀬	小学校敷地内専用施設 及び小学校校舎内教室	△	開設	82-0028、82-1033
福富	小学校校舎内教室	△	開設	435-2790
豊栄	小学校校舎内教室	△	開設	432-2045
入野	小学校校舎内教室	△	開設	437-0301
河内	小学校敷地内専用施設	◎		437-0699
風早	小学校校舎内教室	○	開設	45-5570
三津	小学校校舎内教室	◎		45-4010
木谷	小学校校舎内教室	△		45-0240

市外局番

黒瀬地区：０８２３

安芸津地区：０８４６

その他の地区：０８２

※一覧にないクラブは定員に達しているため、募集を行いません。ご了承ください。

夏休み期間中は、保護者の方に送迎いただき、他の小学校区のクラブにも入会していただくことができますので、
第３希望までご記入ください。

なお、第３希望までのご記入がない場合には、希望クラブの定員状況によりクラブへの入会ができない可能性が高くなりますので、あらかじめご了承ください。

いきいきこどもクラブの概要

児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）です。保護者の就労等により、継続的に放課後保護者と過ごすことができない児童に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

入会の要件

次の①と②の条件を2つとも満たしている児童

- ① 小学校1～6年生の児童
- ② 同一世帯の18歳以上70歳未満の方全員が次のいずれかに該当すること
 - (1) 月～金のうち3日以上、午前8時から午後6時までの間に4時間以上継続して勤務していること
 - (2) 長期疾病などにより児童と過ごすことができないこと
 - (3) 長期にわたり、親族の介護・看護などにより児童と過ごすことができないこと
 - (4) 産前3か月産後3か月の期間にあること

※ 土曜日の利用を希望される場合には、同居の18歳以上70歳未満の方全員が土曜日に継続的に就労していることなどが利用の要件です。

申込み期限・提出先

令和7年6月6日（金）17時00分必着

市役所青少年育成課または黒瀬支所福祉保健課・福富支所地域振興課・豊栄支所地域振興課・河内支所地域振興課・安芸津支所福祉保健課にご提出ください。（郵送による提出や電子申請も可能です。）

【夏入会用 QR コード】



提出書類

① 全員ご提出いただくもの

利用申込書（兄弟姉妹でのお申込みの際も、お子様お1人につき1枚提出ください）

② 添付書類※在職証明書などの添付書類は、入会希望児童の同一世帯のご家族全員分（18歳以上70歳未満の方）が必要です。兄弟姉妹でのお申込みの際には、1部でかまいません。

被雇用者（常勤・パート・アルバイトなど）	在職証明書（3か月以内に発行されたもの） 源泉徴収票の確認をさせていただくことがあります。
自営業	申立書（在職証明書の裏面） 確定申告書の写し等の確認をさせていただくことがあります。
妊娠・出産	申立書（在職証明書の裏面） ＋ 母子健康手帳の「出産予定日記載ページ」と「母氏名が記載してあるページ」のコピー 産前3か月から産後3か月までが入会の対象期間です。
病気・負傷などの長期疾病	申立書 ＋ 医師の診断書（コピー可）3か月以内に記載されたもの 加療必要期間内が入会対象です。
病人・要介護者等の介護・看護	① 看護・介護をしている方・・・申立書（在職証明書の裏面） ② 看護・介護を受けられている方・・・介護保険被保険者証（要介護区分が入っているもの）のコピー または 身体障害者手帳等のコピー または 医師の診断書のコピー
学生	在学証明書のコピー又は学生証のコピー（小・中・高校は不要です）

※お申し込み時には、添付書類の内容の審査は行いませんので、記載内容を十分にご確認のうえ、ご提出ください。

利用料など必要な経費

利用料は、出欠にかかわらず、1日でも在籍している月分をお支払いいただきます。

		利用料	おやつ・教材費（活動費）
金 額	7/21～8/26 月～金 18時まで	6,000円	3,000円
	7/21～8/26 月～金 19時まで	7,400円	3,000円
	7/21～8/26 月～土 18時まで	9,000円	3,600円
	7/21～8/26 月～土 19時まで	10,800円	3,600円
	8/1～8/26 月～金 18時まで	3,000円	1,500円
	8/1～8/26 月～金 19時まで	3,700円	1,500円
	8/1～8/26 月～土 18時まで	4,500円	1,800円
	8/1～8/26 月～土 19時まで	5,400円	1,800円
支 払 方 法	8月中旬に納付書を郵送します。 <u>過去に入会履歴のある児童で口座振替を利用されていた場合は引き続き口座振替でのお支払いとなります。</u> 過去の口座を停止されたい方は青少年育成課へお問い合わせください。		各 ク ラ ブ 指 定 方 法 (各クラブに納付)
支 払 先	東広島市役所		各いきいきこどもクラブ
納 期 限	令和7年9月1日（月）		各クラブ指定日
免 除 制 度	あり（下記の「利用料の免除」参照）		なし
お問合せ先	市役所 青少年育成課 放課後児童係 TEL 082-420-0929		各いきいきこどもクラブ
注 意 事 項	利用料に未納がある場合には、入会審査を保留させていただくことがあります。		

※利用料の免除（電子申請も可能です。）

入会児童が、次の①～③のいずれかに該当する世帯に属する場合には、利用料が全額免除されます。免除期間は、免除申請をされた月の利用料からが対象となります。

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 市町村民税所得割非課税世帯（市町村民税の課税状況を確認します。課税額が確認できない方は、課税台帳記載事項証明書の提出をお願いします）
- ③ 火災や風水害によるり災世帯（市役所青少年育成課にご相談ください）

【利用料免除用
QRコード】



夏休み中のクラブ利用について

- 1 クラブ開設時間 午前8時から午後7時まで
- 2 クラブ休業日

(1) 日曜日・祝日・お盆：8月13日（水）から8月15日（金）まで

※ 土曜日に開設するクラブは一部のクラブのみですので、別紙一覧表でご確認ください。

- 3 入会前の手続き・持参品や服装

各クラブにより異なりますので、入会クラブが決まりましたらクラブに直接ご連絡いただき、ご確認ください。

また、夏休み中は毎日お弁当・お茶を持参してください。夏場は特に食中毒のおそれが高いため、腐りにくい食材を使用させていただくとともに、加熱するなど調理方法にも配慮をお願いいたします。

4 クラブを休む際の連絡

クラブを欠席される場合には、必ずクラブに連絡してください。

5 登校日のクラブ利用

通学している小学校区以外のいきいきこどもクラブを利用される場合には、学校登校日には各自の責任でクラブまで移動していただきますようお願いいたします。

6 その他

夏休み以降引き続きクラブへの入会を希望する場合には、別途申込書の提出が必要です。

辞退（入会をやめる場合）・退会（入会后クラブをやめる場合）（電子申請も可能です。）

申込み後に辞退を希望される方は、辞退届の提出をお願いします。退会については、8月26日付けで自動退会となりますので、退会届の提出は不要です。

【辞退・退会用
QRコード】



19時までにお迎えが遅れる場合

必ず時間内のお迎えをお願いします。

19時を過ぎるお迎えがあった場合につきましては、東広島市放課後児童健全育成事業条例に基づき、いきいきこどもクラブの利用を取消させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問合せの多い質問内容

Q1 兄弟姉妹で入会希望ですが、在職証明書はそれぞれに必要ですか？

A1 兄弟姉妹でのお申込みの際には、どちらか1名分のみご用意ください。一番上のお子さんの入会申込書に添付してください。

Q2 在職証明書の記入を会社に依頼していますが、東京にある本社が記入するため申込期間内に手元に届きそうもありません。どうしたらよいでしょうか？

A2 全部の書類が整わない場合でも、申込みは期間内をお願いします。在職証明書裏面の「申立書」または白紙の用紙に「在職証明書は、×月○日に勤務先に記入依頼しました。×月×日までに提出します。（勤務先名と勤務先電話番号）」と記入して提出してください。入会の受け付けはさせていただきますが、在職証明書をご提出いただくまでは入会審査を保留させていただくため、決定処理も遅くなりますのでご了承ください。また、**在職証明書の提出最終期限を6月27日（金）とさせていただきます。**

在職証明書は、できるだけ早く職場に記入依頼していただきますようお願いいたします。

Q3 現在は無職ですが、近々働く予定です。申込みはできますか？

A3 在職証明書の裏面の申立書に「現在求職中。決定しだい提出します」と記入の上、申込書に添付して提出してください。正式な在職証明書（「勤務予定」でかまいません）をご提出いただくまでは、入会審査を行いません。なお、**在職証明書の提出最終期限を6月27日（金）とさせていただきます。**

（勤務予定の在職証明書により申し込みを行われた場合は、勤務開始後に改めて在職証明書を提出してください。）

Q4 雇用期間が3か月ごとの更新のため、7月末までの在職証明書しか記入してもらえません。どうしたらよいでしょうか？

A4 当面7月31日までの利用決定を行います。ただし、市役所から職場に確認し、継続勤務の確認

ができた場合には、8月26日までの決定をさせていただきます。

Q 5 土曜日だけ利用したいのですが・・・

A 5 申し訳ありませんが、土曜日だけの利用はお受けしていません。

Q 6 自分の小学校区以外の小学校のクラブに入会する場合、登校日のクラブ利用はどのようにしたらよいでしょうか？

A 6 夏休みの募集については、特例的に行っているため、送迎については、保護者の方の責任でお願いしています。登校日には、各自移動手段を確保していただきますようお願いいたします。

なお、「A小学校」のお子様が、夏休みに「B小学校」のクラブを利用される場合、B小学校が登校日でもクラブは午前8時から開設しますので、ご安心ください。

Q 7 子どもたちはどのように帰宅しますか？

A 7 お子さまの安全確保のため、「保護者の方などのお迎え」をお願いしています。しかし、勤務時間や入院等のご都合により、やむを得ず子どもだけでの帰宅を希望される方、高学年の兄弟との帰宅を希望される方もおられます。そうした理由がある場合は、ご家庭でお子さんの安全な帰宅方法についてご検討いただき、入会時に「児童帰宅方法カード」で支援員にお知らせください。支援員は保護者様の責任の下、ご希望に沿った送り出し方をさせていただきます。児童のみで帰宅をさせる場合には、**保護者が全責任を持っていただき、お子様が1人で帰宅される可能性があることもご了承の上、お決めください。**

◆お問い合わせ先◆

部署	所在地	電話番号	ファックス番号
東広島市役所本庁 青少年育成課（北館3階）	〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号	082-420-0929	082-420-0414

◆他小学校区のクラブ利用について◆

他小学校区のクラブに入会された場合でもプールやグラウンドなどは、クラブの小学校児童と同様にご利用いただくことができます。定員を超えたクラブでのお子様の受入れをすることによるケガの増加や、暑い時期にお子様がゆったりと過ごすことができずイライラするなどお子様への精神的負担を考慮して、定員に余裕のあるクラブだけの受入れをさせていただいております。ご了承ください。

在 職 証 明 書

次のとおり、本事業所に 勤務している （・ 勤務予定である ） ことを証明します

勤務者氏名			採用年月日 (勤務開始の日)	年 月 日	
入会児童との 続柄	父・母・祖父・祖母・兄・姉・()		職務内容		
就労する曜日 (週平均日数)	月・火・水・木・金・土・日 1週間平均 _____日勤務		産休・育休 (現在または予定) (注1)	年 月 日 ~ 年 月 日	
就労時間 (注1・注2)	(平日) 時 分 ~ 時 分		1日の 勤務時間 (平均)	時間	
	(土) 時 分 ~ 時 分		1ヶ月の 勤務時間 (平均)	時間	
	月~金のうち、勤務が15時以降になる日（15時までの勤務の場合は含める） 1週間平均 _____日 入会の要件は3日以上です。 ※この欄は残業等を含めた勤務実績に基づいて必ず記入してください。			社会保険 加入	有・ 無
雇用期間 (注3)	年 月 日 ~ 年 月 日		継続雇用 予 定	有・無・未定	

【記入要領】

注1 産休・育休予定者は必ず記入してください。育児短時間勤務等の場合は、短縮した時間で記入してください。

注2 就労時間等は、労働契約に基づいて記入して下さい。事業所へ確認をとることがあります。

注3 雇用期間は、雇用契約に期間の定めがない場合、記入の必要はありません。

注4 もれなく記入してください。

※実際の勤務地が証明者の所在地と 違う場合に記入してください。	勤 務 地 勤 務 先 名 称 電 話 番 号 () —
------------------------------------	-------------------------------------

東 広 島 市 長 様

令和 年 月 日

事業所所在地

事 業 所 名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号 () —

担 当 者 名

記載者連絡先 () —

・勤務予定の場合は、勤務開始後、再度在職証明書の提出が必要です。

・内容確認のため。市役所等から事業所に連絡することがあります。

・事実と相違した場合は、放課後児童クラブを利用できなくなることがあります。

申 立 書

東 広 島 市 長 様

申立者 氏名

次のとおり申し立てます。(児童との続柄)

1 自営業（※申立者が代表者の場合に限る）
『確定申告書の控』等を確認させていただくことがあります。

事業所 所在地	(Tel - -)	名 称	
代表者		業 種	
就労曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 1週間平均 _____日勤務		
営業時間	時 分 ~ 時 分	就 労 日 数	月平均 日
就労時間	時 分 ~ 時 分		
仕 事 の 内 容		従事開始日	

2 農 業（農作業従事内容申立書を添付してください。）『確定申告書の控』等を確認させていただくことがあります。

耕作場所			主たる耕作物名	
耕作者名 (従事者全員)	(続柄)	(続柄)	(続柄)	
耕作面積 (1反=10a)	米作 a	転作 a	その他 () a	
従事曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 1週間平均 _____日			
従事時間	時 分~ 時 分	従事日数	月平均 日	

3 看護（介護） 『ケアプラン』等の確認をさせていただくことがあります。

看護等を受ける人	(続柄)	看護開始年月日	年 月から
手帳所持 の 場 合	手帳 No. () 級 種 要介護度	看護従事時間	時 分 ~ 時 分
		看護従事日数	月平均 日
看護等の内容	該当するものに○をしてください。(在宅・施設への送迎・付添・その他)		

4 その他

在 職 証 明 書

次のとおり、本事業所に 勤務している （・ 勤務予定である ） ことを証明します

勤務者氏名			採用年月日 (勤務開始の日)	年 月 日	
入会児童との 続柄	父・母・祖父・祖母・兄・姉・()		職務内容		
就労する曜日 (週平均日数)	月・火・水・木・金・土・日 1週間平均 _____日勤務		産休・育休 (現在または予定) (注1)	年 月 日 ~ 年 月 日	
就労時間 (注1・注2)	(平日) 時 分 ~ 時 分		1日の 勤務時間 (平均)	時間	
	(土) 時 分 ~ 時 分		1ヶ月の 勤務時間 (平均)	時間	
	月~金のうち、勤務が15時以降になる日（15時までの勤務の場合は含める） 1週間平均 _____日 入会の要件は3日以上です。 ※この欄は残業等を含めた勤務実績に基づいて必ず記入してください。			社会保険 加入	有・ 無
雇用期間 (注3)	年 月 日 ~ 年 月 日		継続雇用 予 定	有・無・未定	

【記入要領】

注1 産休・育休予定者は必ず記入してください。育児短時間勤務等の場合は、短縮した時間で記入してください。

注2 就労時間等は、労働契約に基づいて記入して下さい。事業所へ確認をとることがあります。

注3 雇用期間は、雇用契約に期間の定めがない場合、記入の必要はありません。

注4 もれなく記入してください。

※実際の勤務地が証明者の所在地と 違う場合に記入してください。	勤 務 地 勤 務 先 名 称 電 話 番 号 () —
------------------------------------	-------------------------------------

東 広 島 市 長 様

令和 年 月 日

事業所所在地

事 業 所 名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号 () —

担 当 者 名

記載者連絡先 () —

・勤務予定の場合は、勤務開始後、再度在職証明書の提出が必要です。

・内容確認のため。市役所等から事業所に連絡することがあります。

・事実に相違した場合は、放課後児童クラブを利用できなくなることがあります。

申 立 書

東 広 島 市 長 様

申立者 氏名

次のとおり申し立てます。(児童との続柄)

1 自営業（※申立者が代表者の場合に限る）
『確定申告書の控』等を確認させていただくことがあります。

事業所 所在地	(Tel - -)	名 称	
代表者		業 種	
就労曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 1週間平均 _____日勤務		
営業時間	時 分 ~ 時 分	就 労 日 数	月平均 日
就労時間	時 分 ~ 時 分		
仕 事 の 内 容		従事開始日	

2 農 業（農作業従事内容申立書を添付してください。）『確定申告書の控』等を確認させていただくことがあります。

耕作場所			主たる耕作物名	
耕作者名 (従事者全員)	(続柄)	(続柄)	(続柄)	
耕作面積 (1反=10a)	米作 a	転作 a	その他 () a	
従事曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 1週間平均 _____日			
従事時間	時 分 ~ 時 分	従事日数	月平均 日	

3 看護（介護） 『ケアプラン』等の確認をさせていただくことがあります。

看護等を受ける人	(続柄)	看護開始年月日	年 月から
手帳所持 の 場 合	手帳 No. () 級 種 要介護度	看護従事時間	時 分 ~ 時 分
		看護従事日数	月平均 日
看護等の内容	該当するものに○をしてください。(在宅・施設への送迎・付添・その他)		

4 その他